

2026年6月1日

居宅介護支援事業所 各位

八尾市地域包括支援センター信貴の里

貴社におかれましては、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2026年度介護報酬臨時改定及び介護予防支援契約関係書類の変更に伴い、2026年6月1日付けで、下記の通り変更を致します。

つきましては、下記の書類につきまして、委託元の八尾市地域包括支援センターへご提出のほど、よろしくお願い致します。

配布書類

***紙媒体もしくはPDFデータでの配布等の方法につきましては、委託元のセンターの各自対応といたしますので、直接各センターへお問い合わせください。**

A 『「指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書」の変更について』
2部 (利用者保管用1部、包括支援センター用1部)

B 『介護予防支援等業務委託契約書』及び「介護予防支援業務等業務契約に関する個人情報使用同意書」の変更について』
2部 (利用者保管用1部、包括支援センター用1部)

***A および B につきましては、指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業契約を締結している利用者様へ変更内容の説明と本人の署名・捺印をいただきますよう、お願いします。**

C 『介護予防支援等業務委託契約書』
2部 (委託先居宅事業所保管用1部、包括支援センター用1部)

変更内容(契約書)

第5条(2)2 センターから行う解約措置(内容変更)

利用者又はその家族などが暴力または暴言、威迫、不合理または過度な要求、長時間の拘束、人格否定、性的ないやがらせ、要求、発言等のハラスメント行為

変更内容(介護予防支援等業務の実施方法等について)

1-②-ア(追加)

※ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合としない場合で、訪問の頻度が変更となります。

1-②-ク(追加)

介護予防ケアプランの業務を効率良く実施するために、ケアプラン作成支援ソフトやケアプランデータ連携システム、生成 AI などの「ICT」を活用します。その際は、個人情報の流出に十分配慮します。

変更内容(介護予防支援等業務契約に関する個人情報使用同意書)

1 使用する目的(内容変更)

介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議、モニタリングなどの関係機関との調整、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した面接等に必要である場合に使用すること。

2 使用にあたっての条件(内容変更・追加)

- ② 指定介護予防支援事業者は、個人情報を使用した業務、相手方、内容等について記録しておくこと。
- ③ 介護予防支援等業務に生成 AI を活用する場合は、個人情報の取扱いに注意すること。

変更内容(重要事項説明書)

介護予防支援等の内容、利用料について(追加)

※ 高齢者虐待防止措置の実施、業務継続計画の策定がなされていない場合は、上記金額の1~2%を減額し、請求します。

※ 上記金額の2.1%を、「処遇改善加算」として請求します。

個人情報の保護について(内容変更)

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等業務において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等業務で利用者の家族の個人情報を用いません。

変更内容(介護予防支援等業務委託契約書)

委託金額(第7条)(内容変更)

	旧	新
基本報酬	1件あたり月額 4,102 円	(処遇改善加算 83 円含む) 1件あたり 月額 4,185 円
基本報酬及び 初回加算算定月	1件あたり月額 6,694 円	(処遇改善加算 144 円含む) 1件あたり 月額 6,838 円
基本報酬及び 委託連携加算算定月	1件あたり月額 5,706 円	(処遇改善加算 144 円含む) 1件あたり 月額 5,850 円
基本報酬及び初回加算、 委託連携加算算定月	1件あたり月額 8,298 円	(処遇改善加算 174 円含む) 1件あたり 月額 8,472 円

※ ただし、高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算を算定する事業所は、上記金額より1~2%減額とする。

処遇改善加算(介護予防支援)の国保連への請求について

処遇改善加算については、委託料と同じ分配率で計算し、居宅介護支援事業所と包括で分配をさせていただきますことをご理解ください。

処遇改善加算の支払いについては、八尾市と協議を重ねた結果、委託料と合算した金額を国保連から支払っていただくことといたしました。

都合上、委託料と処遇改善加算の内訳は国保連からは表示できないことをご了承ください。

ご提出いただくもの

※A、B、Cとも**9月末日**までに委託元の八尾市地域包括支援センターへご提出ください。

A『「指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書」 1部

***説明年月日は2026年6月1日~2026年8月31日の期間内の日付でお願いします。**

B『介護予防支援等契約書』及び「介護予防支援業務等業務契約に関する個人情報使用同意書」の変更について』 2部

C『介護予防支援等業務委託契約書』 2部

*後日、1部返送させていただきます。